

名称(事業名)	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
かつのコンベンション開催助成金	市所有施設および市内宿泊施設において、参加者100人以上かつ宿泊者50人以上のコンベンションの開催にあわせ、市内観光施設等を1カ所以上利用した団体を支援。 ※コンベンションの開催時間は懇親会等飲食を伴う時間を除き1時間以上。	補助額：①宿泊費 1人1泊につき2千円(上限100万円) ②郷土芸能 1/2(上限5万円)	団体・旅行代理店
十和田八幡平まなび旅奨励補助金	本市を訪れる教育旅行を催行した旅行代理店を支援。 ①市内に1泊、市指定の観光施設等を2カ所以上利用。 ②市内に2泊以上、市指定の観光施設等を1カ所以上利用。	補助額：2千円/人	旅行代理店
外国人観光客誘客促進事業費補助金	外国人観光客5人以上が参加し、市内の宿泊施設に1泊以上かつ市が指定する鹿角市内の観光施設1カ所以上を見学・体験する旅行を催行した旅行代理店を支援。	補助額：2千円/人	旅行代理店

☎ 産業活力課 観光交流班 ☎ 30-0248

名称(事業名)	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
県外大学等調査研究活動奨励補助金	市内の宿泊施設に宿泊して調査研究活動を行う団体に対し補助。2泊3日以上連続した宿泊を伴うもので、3人以上で行うこと。かつ調査研究活動の対象に本市が含まれ、または市内の地域住民との交流を伴うものであることが条件。	補助額1人1泊につき2千円(上限8万円) ※鹿角トレーニングセンターアルパスに宿泊の場合は1人1泊につき500円(上限2万円)	教職員・学生で構成される団体
かつのシティプロモーション認定事業	本市を全国にPRするため、本市への誘客および魅力の発信につながる事業を企画し、実施する団体・企業に対して、事業に必要な経費を補助。	補助対象経費：講師への謝礼や交通費、事業にかかる需要費等 補助率：2/3以内(上限100万円)	団体等

☎ 政策企画課 総合戦略室 ☎ 30-0201

名称(事業名)	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
ふるさとライフ資格取得補助金	市に移住した方の起業に向けた資格取得および技能向上のための研修会等の受講料、資格試験および各種検定等を受験するための受験料を補助。Aターン者もしくは地域おこし協力隊で、申請時の年齢が原則40歳未満の方が対象。	補助対象経費：研修会等の受講料、資格試験および各種検定等を受験するための受験料 補助率：10/10 補助上限額：年額30万円(千円未満切り捨て。認められる場合には2カ年度で60万円を超えない範囲で補助)	個人
ふるさとライフ住宅改修支援補助金	下記建物※の修繕・改修・家財撤去費用を補助。移住等を行うため、登録建物を購入または賃借、事業者建物を購入した方で、修繕・家財撤去等を行った方。またはその方の属する団体や企業の代表者。 ※登録建物：「鹿角市宅地建物データバンク」に登録されている建物。 事業者建物：市と協定を結んだ不動産業者が仲介する建物。	<登録建物賃借者> 補助対象経費：修繕等費用 補助率：10/10 補助上限額：50万円(千円未満切り捨て) <事業者建物購入者> 補助対象経費：修繕等費用、家財撤去費用 補助率：10/10 補助上限額：50万円(千円未満切り捨て) <登録建物購入者> 補助対象経費：修繕等費用 補助率：10/10 補助上限額：100万円(千円未満切り捨て) ※市内業者が施工、作業したものに限り。	個人
ふるさとライフ引越し支援補助金	市に移住する際に、引越しのために支払った費用の一部を補助。下記要件をすべて満たす方が対象。 ・移住した方で現に市の住民基本台帳に住民登録されている方。 ・NPO秋田移住定住総合支援センターの会員もしくは秋田県ふるさと定住機構の登録者または移住した年の翌年までに市内で新規就農(研修を含む)を目指す方。 ・転勤等による転入でない方、公務員でない方、生活保護受給世帯でない方。	補助対象経費：引越し業者への支払費用、本市まで引越すために要した交通費、不用品処分費、その他必要と認められる経費 補助率：1/2以内 補助上限額：9万円(千円未満切り捨て) ※転入した日から1カ月以内に申請が必要	個人
移住者融資資金利子補給費補助金	市に移住し3年以内の方の自家用車等の購入を目的とした移住者向けローン(市が提携する金融機関・秋田銀行移住・定住サポートローン)の利息額に対する補助。※転勤等による転入でない方。	補助対象経費：毎年4月1日から翌年3月31日までの利息額の全額 補助対象期間：最大7年間※同一世帯につき、1回に限る。	個人

☎ 政策企画課 鹿角ライフ促進班 ☎ 30-0208

名称(事業名)	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
農地集積協力金	農地中間管理機構を通じて、農地を貸し出し、農地集積に協力する以下の方に対して協力金を交付。(機構から農地が転貸された場合に交付の対象となります。詳しい条件はお問い合わせください) ①地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付けた「地域」。 ②農業部門の減少により経営転換(田または畑のみの経営など)する農業者、リタイヤする農業者、農地の相続人で農業経営を行わない方。 ③機構の借り受け農地に隣接する農地または2筆以上の隣接する農地を貸し出す耕作者の方。	①地域集積協力金 機構への貸付率に応じた単価設定 ・2割超5割以下→1.5万円/10a ・5割超8割以下→2.1万円/10a ・8割超 →2.7万円/10a ②経営転換協力金：3.5万円/10a 交付要件を満たす農地面積(畦畔面積を含む)に応じた下限及び上限単価 ・0.5ha以下 →下限12万円/戸 ・0.5ha超2.0ha以下→下限20万円/戸、上限50万円 ・2.0ha超→下限28万円/戸、上限70万円 ③耕作者集積協力金 ・1万円/10a	個人・団体等

☎ 農林課 構造改革推進班 ☎ 30-0241

名称(事業名)	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
商店街リノベーション支援事業助成金	商店街エリア内の店舗等の改修や空き店舗等を利用しての新規出店にかかる費用を支援。事前に商工会等の経営指導等を受講することが条件。店舗改修型：対象エリアで経営を行っている方が、バリアフリー化などの集客力向上、利便性向上につながる店舗の改修を行うとき。新規出店型：対象エリアの空き店舗等で新たに新規出店するとき(起業・創業支援事業補助金との併用可能。起業・創業支援事業費補助金の上限額を超える分が対象)。	補助対象経費：改装費、備品購入費、宣伝広告費 補助率：1/2以内 補助上限等：50万円	個人・事業主
起業・創業支援事業補助金	計画的な起業・創業を実施する方を支援。事前に商工会等の経営指導等を受講することが条件。	補助対象経費：事業拠点費、商品化促進費、宣伝広告費、法人登記費 補助率：1/2以内。補助上限等：50万円(70万円)法人設立の場合は、()を適用。	個人
がんばる商店街応援事業補助金	商店街エリアで行う商店街活性化のための販売促進や集客力アップのためのイベント事業や、先進地視察などの調査研究事業を支援。	補助対象経費：事業実施にかかる経費 補助率：1/2以内 補助上限等：30万円	団体
若年者資格取得支援事業補助金	40歳未満の市民で、市内から学校等に通学している方、または求職者の資格取得を支援。1人につき5回まで申請可。	補助対象経費：資格取得や検定試験の受験料、資格取得できる講習会の受講料で6千円以上のもの 補助率：1/2以内。補助上限等：5万円	個人
産業人材育成支援事業補助金	中小企業の従業員等が資格取得のための試験や講習会にかかる費用を支援。	補助対象経費：受講料、受験料、交通費、宿泊費。ただし受験料と受講料の合計額が1人あたり1万5千円以上が対象 補助率：1/2以内。補助上限額：会社は20万円、個人事業主は10万円	事業主
企業立地助成金	製造業、情報サービス業等を営む事業者が対象地域において、一定規模以上の市民の新規雇用を伴う事業所の新設、増設、移設にかかる費用や、事業の高度化に資する500万円以上の大型機械等の設備導入を支援。	補助対象経費：①施設整備費②土地・建物賃借料(5年以内)③電気料(新設のみ・5年以内)④除雪費(3シーズン以内)⑤雇用助成(3年以内) 補助率：①10%②3年間は100%、4～5年目は50%③50%、年度上限2千円④50%⑤30万円/人	事業主
ふるさと名物ブランド化促進事業費補助金	【農工商観連携型】複数の事業者が連携し実施する、本市の資源を利用した新商品等の研究、開発、販売促進費用の一部を支援。 【単独型】本市の資源を利用した新商品等の研究、開発、販売促進費用の一部を支援。	補助対象経費：研究開発費、販路開拓費 補助率：1/2以内。補助上限額：150万円 成果還元効果が著しいと認められる事業は上限2千円 補助対象経費：研究開発費、販路開拓費(*事業拠点費、免許取得費) 補助率：1/2以内。補助上限額：50万円(*150万円) ※中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画の承認事業は(*)を適用します。	事業主
若者・女性創業資金利子補給費補助金	創業した40歳未満の若者や女性が、マル鹿創業を利用して金融機関から融資を受けた資金の償還に係る利子相当分を3年間補助。	補助対象経費：マル鹿創業で融資を受け、償還した利子相当分 補助率：10/10(3年間)	事業主

☎ 産業活力課 商工振興班 ☎ 30-0250